

平成28年度横浜市子ども・子育て会議 第4回 保育・教育部会  
第30期横浜市児童福祉審議会 第15回保育部会 合同会議

日時：平成28年9月30日(金) 18:00～

場所：マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議事 <公開案件>
  - (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の考え方について【子子会議】
  - (2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「確保方策」の中間見直しについて【子子会議】
- 3 報告事項
  - (1) 特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会（仮称）の設置について【児福審】
  - (2) 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における介護事由のランク判定について【児福審】

<休憩>

- 4 議事<非公開案件>
  - (1) 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について【児福審】
- 5 その他
- 6 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿  
資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿  
資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱  
資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱  
資料5 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の考え方について  
資料6 横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する「確保方策」の中間見直し（案）について  
資料7 特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会（仮称）の設置について  
資料8 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における介護事由のランク判定について  
資料9 審議案件資料、申請書類一式

**横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順（委員及び臨時委員ごと）】

＜横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
4	聖徳大学・聖徳大学教職大学院 兼任講師	赤坂 榮	臨時委員
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	○神長 美津子	臨時委員
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	臨時委員
8	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
10	中小企業診断士	平松 道弘	臨時委員
11	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	臨時委員

＜第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	○神長 美津子	
2	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	
4	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
5	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
6	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
7	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	
8	聖徳大学・聖徳大学教職大学院 兼任講師	赤坂 榮	臨時委員
9	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
10	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
11	中小企業診断士	平松 道弘	臨時委員



横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

## こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	宮本 正彦
	保育対策等担当部長	吉田 隆彦
課長	子育て支援課長	齋藤 真美奈
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	石田 登
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	青木 正博
	保育・教育人材課長	伊藤 ゆかり
	保育対策課長	金高 隆一
	保育対策課担当課長	岡本 今日子
	保育対策課担当課長	片山 久也
	こども施設整備課長	山本 淳一
	企画調整課長	渋谷 昭子
	企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当課長	福嶋 誠也
	係長	子育て支援課 幼児教育係長
保育・教育運営課 運営調整係長		鎌田 学
保育・教育運営課 運営指導係長		遠藤 和宏
保育・教育運営課 指導等担当係長		長田 和彦
保育・教育運営課 支給認定・利用調整担当係長		片岡 翔太
保育対策課 担当係長		真舘 裕子
保育対策課 担当係長		澤田 亮仁
保育対策課 担当係長		菊池 仁
保育対策課 担当係長		中島 こずえ
こども施設整備課 担当係長		水野 文彬
こども施設整備課 整備等担当係長		畠山 久子
こども施設整備課 整備等担当係長		平山 慎一
こども施設整備課 整備等担当係長		鈴木 総一郎
こども施設整備課 整備等担当係長		永山 智文
こども施設整備課 整備等担当係長		里居 真一
こども施設整備課 整備等担当係長		三堀 浩平
企画調整課 企画調整係長		柿沼 千尋
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長		渡辺 貴士
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長		原 弘岳



横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企 1019 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）



(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。  
2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。  
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

## 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 27 年 3 月 12 日 こ企第 1031 号（局長決裁）

### （総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

### （臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

### （部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係) 4 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 9 号関係)

	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること（第8項第11号関係）
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等（第8項第4号及び第5号関係）

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
  - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
  - (5) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項
  - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること（児童福祉法第34条の15第4項関係）
  - (7) 保育所の設置認可に関すること（児童福祉法第35条第6項関係）
  - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
  - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
  - (10) 児童福祉施設（第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
  - (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）第4条第1項に規定する事項
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



## 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の考え方について（案）

## 1 本市における認定こども園の方向性について（確認） ※子ども・子育て支援事業計画から抜粋

## (1) 基本方針

本市における保育・教育資源の柱の一つとして、認定こども園を推進するとともに、最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指すことを基本方針とします。

## (2) 幼稚園から認定こども園への移行について

- 引き続き、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。
- 認定こども園に係る国の公定価格の先行きが不透明であり、今後園の移行希望が変動する可能性があることから、全市を対象として設定するとともに、計画中間年で見直しを行うことを前提とします。

## (3) 保育所から認定こども園への移行について

- 保育ニーズの増加が見込まれる当面の間は、移行に伴う2・3号認定に係る定員の減少を避けることが必要です。
- 当面の間は、待機児童対策の観点から、移行について、1号認定のニーズが充足していない区域を対象とするとともに、計画中間年で見直しを行うことを前提とします。ただし、見直しの際は、最終的に全市で幼稚園と保育所の両方から移行することを想定し、あらためて認定こども園の本来の趣旨を踏まえた議論を行った上で、再度区域の設定を行うこととします。

## 2 事業計画の中間見直しにおける幼稚園・保育所から認定こども園への移行の考え方について

## (1) 幼稚園から認定こども園への移行について

今年度、幼稚園等を対象に実施した意向調査の結果、第1期計画期間中（31年度まで）の認定こども園への移行規模は、計画策定時の想定（60園程度）内となる見込みです。

そのため、引き続き、計画策定時の考え方に沿って、幼稚園から認定こども園への移行支援を進めます。



## (2) 保育所から認定こども園への移行について

平成28年8月2日(火)及び31日(水)の本部会でご審議いただいたとおり、保育に関するニーズ割合は、全体として概ね計画どおりに伸びています。また、就学前児童数が当初計画から約1万人増加見込みであることから、保育に関する「量の見込み」は今回の中間見直しにおいて大幅に上方修正(69,986人→74,693人)を行っています。

このように、今後2年間で約5,000人分の保育ニーズの増加が見込まれており、待機児童対策は計画策定時にも増して喫緊の課題です。

そのため、第1期計画期間中における保育所から認定こども園への移行については、待機児童対策の観点から、引き続き、1号認定のニーズが充足していない区域を対象として、それぞれの区域で2～3園程度を想定します。

本市では、これまで実際に保育所から認定こども園へ移行した事例はありませんが、幼稚園と保育所の両方からの移行を推進するため、第1期計画期間中の実現に向けて、今後、具体的な準備を進めていきます。

また、第1期計画期間中における保育所から認定こども園の移行にあたっては、認定こども園の大きなメリットである「保護者の就労状況が変わったとしても、受入枠に空きがある場合には、同一の施設に在籍できる」ことが、子どもにとっても重要な要素であることから、1号認定の設置を必須とします。あわせて、「最終型として幼保連携型認定こども園への移行を目指す」としている本市の基本方針を踏まえ、移行先は、幼保連携型認定こども園とします。

なお、1号認定のニーズが充足していない区域(保育所から認定こども園への移行対象区域)については、今回の保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しに伴い、増加する見込みです。

	当初計画	中間見直し後(※)
1号認定ニーズが充足していない区	鶴見区、神奈川区、西区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区、戸塚区

※中間見直し後については、31年度の教育に関する「確保方策」(到達点)が、29年度の「確保方策」(起点)を上回る区を抽出

## 3 その他

第2期計画(計画期間:32～36年度)の策定時(30年度から)には、保育所等の申込状況や30年度に実施する予定の市民ニーズ調査結果などを踏まえ、認定こども園の更なる推進について、あらためて検討していきます。

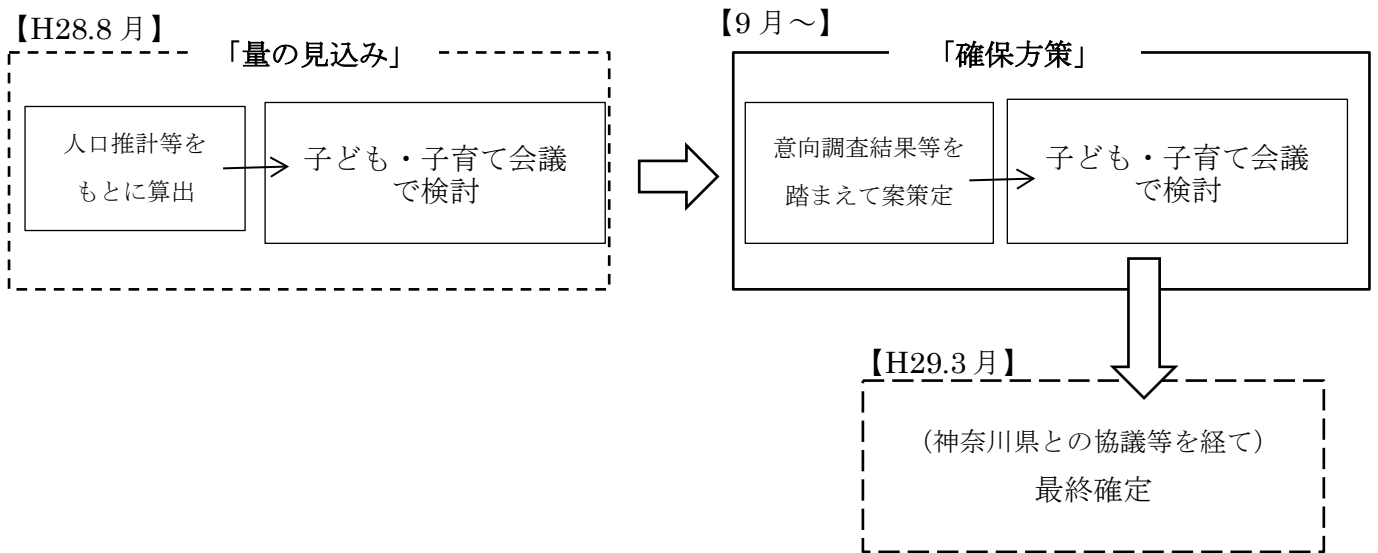
横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する  
「確保方策」の中間見直し（案）について

1 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の見直しについて（前回までの審議の確認）

子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～31 年度、以下「事業計画」）については、中間年を目安に見直すこととしています。計画のうち、保育・教育に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）については、各年度の計画を年度当初（4月1日）の値で設定していることから、今年度に見直しを行います。

(1) 見直しの全体の流れ

事業計画の見直しにあたっては、以下の手順で進めます。



- 保育（2・3号認定）・教育（1号認定）に関する「量の見込み」についての審議：8月2日、31日
- 保育・教育に関する「確保方策」についての審議：9月30日（今回）

(2) 見直しの範囲について

今回の中間見直しでは、29年度（4月1日時点）を起点として、30年度と31年度の「量の見込み」及び「確保方策」（29年度中と30年度中に必要な整備量）を設定します。  
なお、次期事業計画（計画期間：平成 32～36 年度）については、30 年度から策定に向けた検討を行う予定です。

《参考》子ども・子育て支援新制度における認定区分

	年齢	認定区分	保育の必要性
保育	0－2歳	3号認定	あり
	3－5歳	2号認定	
教育			1号認定

(3) 保育・教育に関する「量の見込み」の中間見直しについて

あらためて就学前児童数を推計し、中間見直しにかかる保育・教育に関する「量の見込み」(※)を算出しました。

※ 「量の見込み」 = 「就学前児童数」 × 「ニーズ割合」

<保育(2・3号)に関する「量の見込み」・全市>

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育(2・3号) (0-5歳)	当初計画	64,106	67,443	68,291	69,138	69,986
	見直し	—	—	69,713	72,217	74,693

<教育(1号)に関する「量の見込み」・全市>

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
教育(1号) (3-5歳)	当初計画	52,813	51,813	50,802	49,802	48,797
	見直し	—	—	52,169	51,411	49,834

《参考》

就学前児童の推計人口(全市)

単位：人

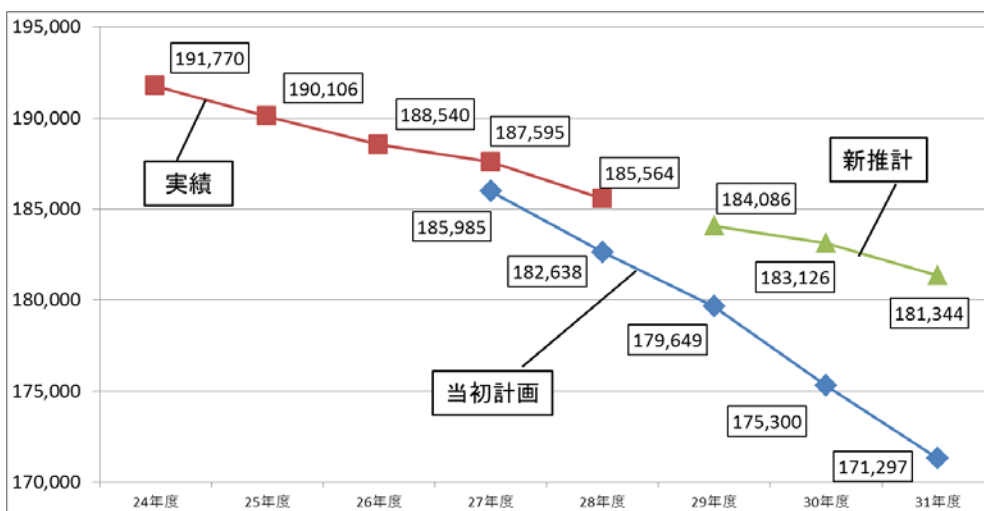
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
当初計画	185,985 (95,276)	182,638 (94,165)	179,649 (93,302)	175,300 (90,986)	171,297 (88,775)
実績	187,595 (94,788)	185,564 (94,007)	—	—	—
新推計	—	—	184,086 (92,375)	183,126 (92,065)	181,344 (90,927)

ニーズ割合(全市・31年度)

	保育 (2・3号) (0-5歳)	教育 (1号) (3-5歳)
当初計画	40.9% (45.0%)	55.0%
見直し	41.2% (45.2%)	54.8%

( )内は2号(3-5歳)のみ

( )内は3-5歳の児童数



## 2 保育・教育に関する「確保方策」の中間見直し（案）について

中間見直しにおける保育・教育に関する「量の見込み」に対応する「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を策定します。

### （1）「確保方策」策定にあたっての基本的考え方

#### ア 保育（2・3号）について

引き続き、毎年度の待機児童解消を図るため、「確保方策」を「量の見込み」と一致させます。

(ア) 既存資源を最大限に活用し、ニーズに対応していきます。

- ・横浜保育室（※）については、引き続き、「確保方策」として見込むとともに、給付対象（保育所、小規模保育事業）への移行を支援します。

※横浜保育室は、子ども・子育て支援新制度における給付対象施設ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準（保育料・保育環境・保育時間など）を満たしており、本市が認定し助成している施設です。

- ・幼稚園の認定こども園への移行（2・3号定員枠設定）について、引き続き全市を対象として支援します。
- ・保護者の就業状況の変化（ニーズの流動性）に対応できる事業となっている幼稚園預かり保育について、引き続き、2号認定における「確保方策」として見込みます。

(イ) 各地域・エリアの実情に応じた対応を行います。

- ・低年齢児のみ整備が必要な場合など、地域の保育ニーズの状況に応じて、フルスペックの保育所だけでなく、小規模保育事業の整備など、ニーズへの的確な対応を行います。
- ・保育（2・3号）に関する「量の見込み」が減少していく区・年齢区分については、空き定員の枠を活用した、年齢間での定員構成の見直しなどの検討を行います。

#### イ 教育（1号）について

全市で見ると「量の見込み」が減少傾向であり、また、「既確保量」が「量の見込み」を上回っていることから、利用定員の減を基本に対応し、31年度に「確保方策」と「量の見込み」を一致させます。

(2) 基本的考え方を踏まえた「確保方策」(案)について

<保育(2・3号)>

- ① 2か年で4,980人分の枠(0歳:987人、1-2歳:3,106人、3-5歳:887人)を確保します。
- ② 認定こども園(2・3号)・保育所・幼稚園(預かり保育2号相当)は、4,864人分を確保します。
- ③ 低年齢児を対象とする地域型保育・横浜保育室は、地域型保育事業の整備(拡大)と横浜保育室の認可保育所等への移行(縮小)により、116人分の枠拡大となります。

<教育(1号)>

- ④ 「既確保量」が「量の見込み」を上回っているため、「確保方策」を減少させていき、31年度に「量の見込み」と一致するように設定します。

※確保方策の内訳については、予算編成等の過程で変動の可能性があります。

<保育・教育に関する「確保方策」(案)・【全市・暫定版】>

【中間見直し後】

単位：人

全市	29年度				30年度				31年度				
	3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号	
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
量の見込み	6,311	23,196	40,206	④ 52,169	6,809	24,754	40,654	51,411	7,298	26,302	41,093	④ 49,834	
	69,713				72,217				74,693				
確保方策	② 認定こども園・保育所・幼稚園	5,393	19,234	39,910	14,883	5,907	20,805	40,487	19,776	② 6,349	22,097	40,955	19,607
	+ 確認を受けない幼稚園				41,179				33,173				30,227
	③ 地域型保育・横浜保育室	918	3,962	296		902	3,949	167		③ 949	4,205	138	
	④ 計	① 6,311	23,196	40,206	④ 56,062	6,809	24,754	40,654	52,949	① 7,298	26,302	41,093	④ 49,834
	69,713				72,217				74,693				

※確保方策の内訳は予算編成等の過程で変動の可能性があります。

《参考》 当初計画

単位：人

全市	29年度				30年度				31年度				
	3号		2号	1号	3号		2号	1号	3号		2号	1号	
	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
量の見込み	6,404	22,465	39,422	50,802	6,477	22,960	39,701	49,802	6,551	23,456	39,979	48,797	
	68,291				69,138				69,986				
確保方策	認定こども園・保育所・幼稚園	5,612	19,125	39,222	36,476	5,751	19,751	39,535	43,620	5,891	20,377	39,848	40,821
	+ 確認を受けない幼稚園				19,028				8,534				7,976
	地域型保育・横浜保育室	792	3,340	200		726	3,209	166		660	3,079	131	
	計	6,404	22,465	39,422	55,504	6,477	22,960	39,701	52,154	6,551	23,456	39,979	48,797
	68,291				69,138				69,986				

## 特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会(仮称)設置について

### 1 目的

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大な事故について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な発生防止策を検討することを目的とし、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会を児童福祉審議会保育部会の下部組織として設置します。

#### < 背景 >

- ・平成26年 9月 8日 【国】教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の設置
- ・平成27年12月21日 【国通知】教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ
- ・平成28年 3月31日 【国通知】地方自治体宛てに事故の再発防止のために重大事故については事後的な検証を実施するよう通知

### 2 委員会概要

#### (1) 検証委員会及び委員の位置付け

検証委員会を児童福祉審議会保育部会の下部組織として位置付けます。また、検証委員会の委員は、児童福祉審議会の臨時委員として委嘱します。

検証委員会の開催については、検証対象事例が起きた場合のみを予定しています。

#### (2) 検証委員の構成

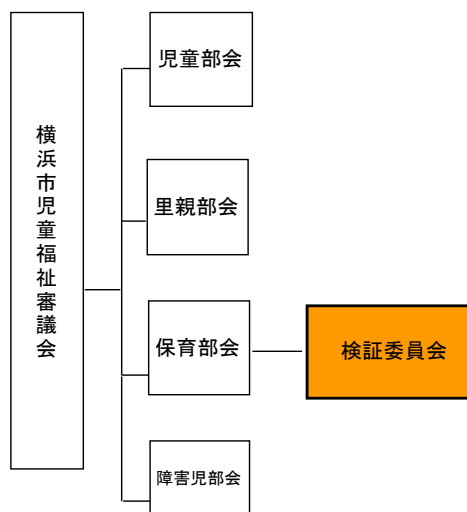
保育部会委員及び「学識経験者、医師、弁護士、教育、保育関係者、栄養士等」(国通知に基づく案)で構成し、合計7名程度とします。

#### (3) 検証委員の任期

児童福祉審議会委員の任期2年とします。

#### (4) 設置時期

平成28年11月1日(予定)



### 3 検証方法・報告等

○検証に当たっては、施設・事業者や区、関係機関等から事故に関する情報の提供を求め、その情報を基に、検証委員会が必要に応じてヒアリング、現地調査等を実施し、発生原因の分析及び再発防止のために必要な改善策を検討します。

○検証対象は、死亡事故、市が検証が必要と判断した事例とします。

○会議は事例ごとに行いますが、複数例を合わせて行うことも差し支えないこととします。また、プライバシー保護の観点から、会議は非公開にできることとします。

○検証委員会は、検証結果とともに再発防止の提言をまとめ、児童福祉審議会保育部会に提出し、部会で了承を得ることとします。また、児童福祉審議会総会において、部会報告事項で報告します。

## 4 検証のポイント

### (1) 問題点・課題の抽出

事実関係が明確になった段階で、発生の背景、対応方法、組織体制等の課題を抽出

### (2) 検証委員会における提言

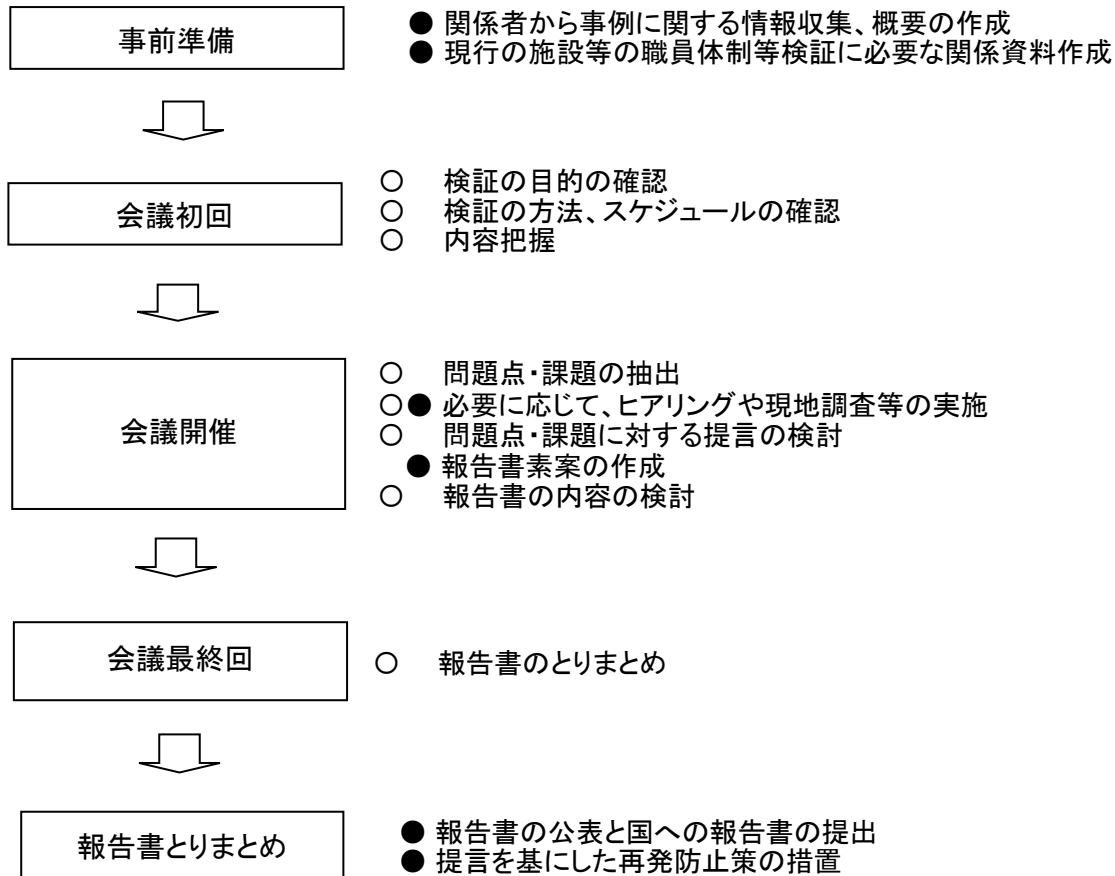
抽出された問題点、課題を踏まえ、対策を講ずべき主体ごとに提言  
(早急に行うべき対策は、検証全体の終結を待たずに実施)

### (3) 報告書の作成

検証委員会の審議結果を踏まえ、下記の内容を盛り込んだ報告書を作成

- ア 検証目的
- イ 検証方法
- ウ 事例の概要
- エ 明らかとなった問題点、課題
- オ 問題点、課題に対する提言
- カ 今後の課題

## 5 検証の進め方(国が示す例)



※注

- 事務局の作業
- 会議における議事内容

横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における  
介護事由のランク判定について

1 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正（案）

別表2 利用調整基準 ※一部抜粋

項目	現行	改正（案）
4 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	A 臥床者・ <u>重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者</u> の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。
		B <u>重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。</u>
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。	C 病人や <u>障害児（者）</u> の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。	F 病人や <u>障害児（者）</u> の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。

2 スケジュール

時期	内容
28 年 8 月 2 日	児童福祉審議会 保育部会へ報告
28 年 8 月 4 日～9 月 2 日	意見公募
28 年 9 月 30 日	児童福祉審議会 保育部会へ報告
28 年 10 月上旬	基準改正
28 年 10 月 14 日	利用案内配布
～29 年 4 月	29 年 4 月の利用調整から改正した基準を適用